



(浜崎議員)

今回は、福岡北九州都市高速道路の精神障がい者への割引について知事に質問します。

早速本題に入ります。障がい者への割引は、「全国的高速道路事業者で同一の措置が講じられており、精神障がい者への割引は、身体障がい者や知的障がい者と同様に、全国的高速道路事業者で同一の措置が実施されるのが望ましい」との執行部の答弁でした。そこで、今後福岡北九州高速道路における精神障がい者への割引について県としてどのように取り組んでいくつもりなのか、知事の見解をお聞かせください。

【服部知事】

障がい者の自立や社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、共生できる社会を実現するためには、障がいのある方の負担を軽減し、公共交通機関や高速道路を利用しやすい環境を整えることが非常に重要であると認識しています。

ご指摘のとおり、現在的高速道路における障がい者割引制度においては、精神障がい者は対象となっていませんが、自立や社会参加を支援するうえでも、割引対象の見直しを検討することは重要であると考えています。

精神障がい者への割引適用については、高速道路は事業者間を跨ぐ広域的な利用者が多いことから、全国的高速道路事業者間での合意のもと、他の障がい者と同様に、同一の対応が実施されているところです。

高速道路の利用料金は、その各高速道路事業者が経営状況を勘案し、判断し

たうえで国に申請するものである。

このため、国は各事業者に対し、精神障がい者に対する割引制度の適用について検討がなされるよう、働きかけを行っていると聞いています。

本県においても、福岡北九州道路公社において、全国の高速道路事業者と連携しながら、割引制度について検討が進むよう、促してまいりたいと思います。

(浜崎議員)

10月7日に私が質問した当日、臨時国会において参議院本会議で山口那津男公明党代表が「真の共生社会実現におけた新たなバリアフリーの取り組みの推進」の質問に対し、斉藤国交大臣は「共生社会の実現に向け、4つの柱のひとつが精神障がい者割引の導入促進を着実に推進する」との答弁であったと聞いています。

具体的には、「障がいの程度に対する割引適用の範囲の在り方等について、厚労省や事業者と実務的に検討・調整中であること。特に、JR6社及び大手民鉄16社に対しては、国交省から、導入を目指す時期、割引適用の範囲等の考え方を提示し、課題の洗い出しを含めた具体的な検討を要請済みである。」と国では進んでいるようです。

今述べたのは、公共交通機関のバスや列車ですが、引き続き、精神障がい者の高速道路の割引も検討に入ると確信します。

知事は、「本県においても、福岡北九州道路公社において、全国の高速道路事業者と連携しながら、割引制度について検討が進むよう、促してまいりたい」と答弁されました。3年前と比べますと、初めて進んできました。

今後、知事が高速道路公社をリードしていただき、1日でも早く割引制度が講じられることを強く要望して終わります。